

⇩ 広大地評価の整備

Q : 広大地の相続税評価が変わったようですが、どのようになったのですか？

A : 広大地評価の統一性を図るため、留意事項がまとめられました。

【解説】

広大地の評価は、昨年、大幅に見直されたのですが、今回はその考え方を統一するために留意事項を具体的に示したものとなっています。内容は次のとおりです。

- ① 著しく広大であるかどうかの判定
線引きが行われていない地域でも用途地域が定められている地域については、市街化区域と同様に取扱い、面積基準で広大地判定を行う
- ② 現に宅地として有効利用されている建築物等の敷地
広大地評価がされない建築物等の敷地には該当しないものとして取扱う
- ③ 公共公益的施設用地の負担
開発指導により道路を拡張するため土地の一部を提供する場合は、広大地評価をしない。
- ④ マンション適地の判定
道路が狭いためマンション等が建築できない場合には、例外的に広大地に該当する場合もある。
- ⑤ 市街化調整区域内の土地の広大地評価
都市計画法で開発が許可された区域内の土地で、条例により戸建て分譲開発ができる場合は広大地評価をすることができる。

